(f) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。
(i) 名義人の氏名又は名称及び住所
(ii) 新権利者の氏名又は名称及び住所
(iii) 新権利者がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、新権利者がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
(iv) 新権利者が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称
(v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
(vi) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先
(vii) 新権利者が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
(viii) 新権利者に対し第四条(2)(b)の規定に基づき送達のための宛先を有するよう要求する場合には、当該宛先

(g) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(h) 移転の記録は、当該移転が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における名義人及び新権利者がそれぞれ同一であり、かつ、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(i) 権利の移転が名義人の登録に掲げる商品又はサービスの全てには影響を及ぼさない場合において、関係法令がこのような移転の記録を認めるときは、官庁は、当該移転に係る商品又はサービスについて別個の登録を行う。

(2) [出願に係る権利の移転]
権利の移転が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3) [その他の要件の禁止]
いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。ただし、(1)(c)の規定が適用される場合を除く。
(i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。
(ii) 新権利者が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
(iii) 権利の移転によって影響を受ける商品又はサービスに係る業務を新権利者が行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
(iv) 名義人が事業又は関連するのれんの全部又は一部を新権利者に譲渡した旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。

(4) [証拠]
締約国は、自国の官庁がこの条に規定する申請書又は文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠又は(1)(c)若しくは(e)の規定が適用されるときは追加的な証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十二条　誤りの訂正

(1) [登録に係る誤りの訂正]
(a) 締約国は、自国の官庁に提出された願書その他の申請書における誤りであって標章登録簿又は当該官庁が行う公告に反映されるものの訂正の申請が、関係する登録の登録番号、訂正すべき誤り及び記入すべき訂正を記載した書類により名義人によって行われることを認める。
(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。
(i) 名義人の氏名又は名称及び住所
(ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
(iii) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(c) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(d) 誤りの訂正は、一の者の二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における誤り及びその訂正がそれぞれ同一であり、かつ、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2) [出願に係る誤りの訂正]
誤りが出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3) [その他の要件の禁止]
いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(4) [証拠]
締約国は、主張された誤りが現に誤りであるということについて自国の官庁が合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5) [官庁による誤り]
締約国の官庁は、職権により又は申請により無料で自己の誤りを訂正する。

(6) [訂正することができない誤り]
いかなる締約国も、自国の法令によって訂正することができないものとされる誤りについて、(1)、(2)及び(5)の規定を適用する義務を負わない。

第十三条　登録の存続期間及び更新

(1) [更新の申請書に記載する事項及び料金]
(a) 締約国は、登録の更新について申請書の提出を条件とし、及び当該申請書に次の事項の全部又は一部を記載するよう要求することができる。
(i) 更新を求める旨の表示
(ii) 名義人の氏名又は名称及び住所
(iii) 関係する登録の登録番号
(iv) 当該締約国の選択により、関係する登録をもたらした出願の出願日又は関係する登録の登録日
(v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
(vi) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先
(vii) 当該締約国が標章登録簿に記録されている商品又はサービスの一部についてのみ行われる登録の更新を認め、かつ、このような更新の申請が行われる場合には、ニース分類の類に従って類別された当該申請に係る記録された商品若しくはサービスの名称又は当該申請に係るものでない記録された商品若しくはサービスの名称（類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。）
(viii) 当該締約国が名義人又はその代理人以外の者によって更新の申請書が提出されることを認め、かつ、当該申請書が当該者によって提出される場合には、当該者の氏名又は名称及び住所

(b) 締約国は、更新の申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。料金が登録の最初の存続期間又は更新の存続期間に関して支払われた場合には、当該期間における登録の存続については、料金の支払を更に要求することができない。使用に関する宣言書又は証拠の提出に係る料金は、この(b)の規定の適用上、登録の存続のために要求される支払とは認められないものとし、この(b)の規定によって影響を受けない。

(c) 締約国は、自国の法令で定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）、更新の申請書を自国の官庁に提出し、及び(b)に規定する料金（更新の申請に係るもの）を自国の官庁に支払うよう要求することができる。